

平成26年度第5回政策会議

日時 平成27年1月8日(木) 15:00~16:30

会場 市長会議室

参集者 工藤市長 中林副市長 片岡副市長 山本教育長 秋田企業局長
谷口企画部長 川越総務部長 山田財務部長

1 第4期函館市障がい福祉計画(素案)について

◎対応 種田保健福祉部長 藤田保健福祉部次長 鍋嶋障がい保健福祉課長
天羽保健福祉部参事

◆ 議題の趣旨 ◆

第4期函館市障がい福祉計画(案)について内容を協議しました。

◆ 協議の結果 ◆

本案の内容は、了承されました。

◆ おもな発言 ◆

□鍋嶋障がい保健福祉課長

第4期函館市障がい福祉計画の概要について、本計画は、障害者総合支援法に基づく計画であり、計画期間は平成27年度から29年度までの3年間となっている。

障がいのある人およびサービス提供体制の現状と障がいのある人の現状について、身体障がいについては、13,664名が身体障害者手帳の交付を受けており、知的障がいについては、2,546名が療育手帳の交付を受けており、精神障がいについては、2,286名が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。また、特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、いわゆる難病の方は、平成25年4月の障害者総合支援法の施行により障がい者に含まれることになり、2,328名が受給者証の交付を受けている。

計画推進のための基本的事項として、計画の基本理念については、障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちづくりをめざす」としている。

計画の基本方向については、全部で3点あり、1点目は障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重、2点目は障がいの種別によらない総合的なサービス提供の推進、身体・知的・精神・難病に係る制度が一元化されたことで、それを推進していくこととしている。3点目は、包括的な支援体制の整備、障がいのある人の自立支援の観点から地域移行や就労支援に関するサービス提供体制の整備をするとともに保健・医療・福祉・労働・教育等の関連機関が連携し障がいのある人を地域で支えるシステムの確立を目指すこととしている。

第4期計画における重点的な取り組みとしては、1点目、相談支援体制の充実と

強化、2点目は障がいのある人の地域生活への移行の促進、3点目は地域生活の支え合い、4点目は障がいのある人の就労の推進、5点目は障がいのある子どもに対する支援の強化、最後6点目は権利擁護の推進を記載している。

平成29年度の成果目標ということで、これについては福祉施設の入所者の地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行などの数値目標を設定する必要があり、国と北海道においてもそれぞれ数値目標を示しているが、この件に関しては、障がい者計画策定推進委員会の中でも議論になり、国や北海道と同様に高い数値目標を掲げて進めるべきではないかという意見もあったが、結果としてこれまでの実績に応じて現実的な数値目標を掲げて、それに向かって進めていくべきであるということになったものである。

障がい福祉サービス等のサービス量の見込みについては、第3期計画における利用実績等を分析し、本計画期間の各年度におけるサービスの必要量を見込んだものである。

■工藤市長

本件については了承した。